(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度 (変更:令和5年5月)
計画主体	壬生町

壬生町鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 壬生町役場産業生活部農政課所 在 地 栃木県下都賀郡壬生町壬生甲 3841-1電 話 番 号 0282-81-1840 F A X 番 号 0282-82-1107 メールアドレス nousei@town.mibu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、鳥類(ハ
	シブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、カ
	ルガモ、カワウ、ゴイサギ、アオサギ、ダイ
	サギ)、ハクビシン、アライグマ、タヌキ
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	壬生町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	_	_	
ニホンジカ	水稲	— (% 1)	
ニホンザル	_	_	
鳥類	_	_	
ハクビシン	野菜類、果実類	被害面積 5 a	
		被害金額 3千円	
アライグマ	_	_	
タヌキ	野菜類	被害面積 1 a	
		被害金額 1千円	

^{※1} ニホンジカについて、被害が小規模で被害面積・金額の算出ができない。

(2)被害の傾向

壬生町の鳥獣被害については、従前からハクビシンやアライグマなどによる農作物被害や糞害などの環境被害の相談・報告が確認されている。ハクビシンに関しては、捕獲許可件数が年々増加している。町内全域に被害が拡大しているとともに、今後も被害が増加していくことが予想される。

また、イノシシやニホンジカは町北部を中心に思川、黒川周辺での目撃が確認されている。農作物被害としては極めて微小であるが、イノシシやニホンジカなどの大型獣及びハクビシンやアライグマによる農作物被害が今後増加しないよう、地元猟友会、地域の自治会、栃木県県南環境森林事務所及び栃木県下都賀農業振興事務所と連携を強化していく必要がある。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
イノシシ	_	_
ニホンジカ	_	_
ニホンザル	_	_
鳥類	_	_
ハクビシン	被害面積: 5 a	被害面積:1 a
	被害金額:3千円	被害金額:1千円
アライグマ	_	_
タヌキ	被害面積:1 a	_
	被害金額:1千円	_

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	ハクビシンやアライグマ対策	個人で設置された圃場には、被害
に関す	として住民への箱わなの貸し	防除効果があるが、市街地で発生
る取組	出しを行っている。	したときの被害防除への取り組
		みが課題となっている。
防護柵	取組なし	農作物への被害が出てきており、
の設置		必要に応じて今後侵入防止柵の
等に関		効果的な設置方法について検討
する取		を行う。
組		
生息環	取組なし	被害地区では、山林の藪化が進
境管理		み、野生動物の生息域が拡大して
その他		いるため、藪地の解消方法の検討
の取組		や知識の普及が必要。

(5) 今後の取組方針

近年、イノシシや二ホンジカなどの大型獣の生息範囲が拡大する中、二ホンジカによる水稲の食害や踏み荒らし被害が発生している。被害としては 微小であるが、今後の被害拡大を防止する為に捕獲体制を強化するととも に、大型獣の繁殖抑制対策を講ずる。

またハクビシンやアライグマ、タヌキ等の小型獣に関しては、野菜類、果実類への食害が発生していることから、箱わなの貸し出しによる捕獲活動の支援を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

- ①イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル地元猟友会と連携しながら捕獲体制を強化していく。
- ②カラス類・ドバト 町民からの被害の連絡を受け、壬生町が捕獲許可を出す。
- ③ハクビシン・アライグマ 町民からの被害の連絡を受け、壬生町が捕獲許可を出し、箱わなの貸し 出しを行っていく。
- ④タヌキ・カワウ 捕獲等を地元猟友会と連携しながら行っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度		イノシシ、ニホンジカの目撃、被害の情報が増加
令和5年度	ニホンジカ	傾向にあることから、町予算にてくくりわなの購入を検討。地元猟友会に貸し出しを行うことで、
令和6年度		個体の捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年、イノシシやニホンジカなどの大型獣やハクビシン、アライグマの生 息域が拡大傾向にあり、捕獲許可が増加していることを鑑みて、捕獲数を 増やす。また、捕獲計画数については過去の実績を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	0	0	0
ニホンジカ	2	2	2
ニホンザル	0	0	0
鳥類	0	0	0
ハクビシン	5	5	5
アライグマ	5	5	5
タヌキ	0	0	0

捕獲等の取組内容

イノシシやニホンジカなどの大型獣の捕獲については、地元猟友会の協力のもと、有資格者に対し捕獲許可を出し、くくりわなの貸し出しを行うなど、捕獲体制を強化する。

ハクビシン・アライグマについては、被害を受けている農業者等が被害状況に応じて有害捕獲許可を取り、捕獲を実施する。町は箱わなの貸出、助言等の支援を行う。捕獲者に対して捕獲した個体の処分についての支援体制の構築を検討する。

また捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生動物の生息に支障とならないように配慮する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣	
壬生町	許可権限の委譲済	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		整備計画なし	

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

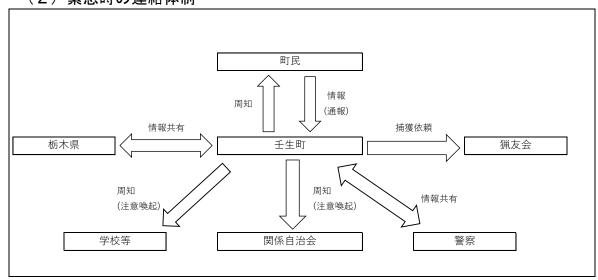
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度		
令和5年度		鳥獣対策について、農業者等を対象として指導及び助言を行う。
令和6年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

役割
被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策
等
小・中学校への注意喚起、児童・生徒の安全対
策
被害情報収集、情報提供、被害対策指導等
被害情報収集、情報提供、地域巡回、住民の安
全確保等
有害鳥獣の捕獲、駆除

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は、鳥獣保護管理法に規定された基本方針等に基づき適せつに処理する。壬生町清掃センターによる焼却処分を中心とし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋却等の処分も行うものとする。イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促す。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	壬生町有害鳥獸対策協議会
構成機関の名称	役割
関係自治会	農業被害に関すること
農業協同組合	被害の把握、獣害対策技術の普及
農業共済組合	被害の把握、共済加入者の獣害対策設備設置支援
栃木県猟友会	捕獲等に関すること
下都賀農業振興事務所	被害防止対策の技術的指導、情報提供
県南環境森林事務所	被害防止対策の技術的指導、情報提供
壬生町 農政課	協議会事業の実施、協議会事務、被害対策等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
栃木警察署	町民の安全対策
壬生町教育委員会事務局	児童、生徒の安全対策
学校教育課	
県南地域鳥獣被害対策連絡会議	情報交換及び広域的な被害対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和5年度中に設置を予定。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲した

イノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようにビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。